

諮問庁：特許庁長官

諮問日：平成26年11月14日（平成26年（行情）諮問第610号）

答申日：平成28年10月19日（平成28年度（行情）答申第423号）

事件名：「著作権譲渡証書」等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特許庁業務・システム最適化計画（平成16年度策定・平成21年度改訂版。以下「最適化計画」という。）19頁において、「特許庁としては、上記のCIO連絡会議の指摘や外部のシステム監査の結果も踏まえ、平成16年度にいわゆる残債の一括支払いを行い、データ通信サービスから脱却し、著作権の譲渡を受けた」旨記載されているが、この著作権譲渡契約に関する文書（以下「請求文書1」という。）、CIO連絡会議の委員・議事録・報告書・指摘に関する文書（以下「請求文書2」という。）、外部のシステム監査に関する文書（以下「請求文書3」という。）及び同頁に記載の「役務提供の契約」に関する文書（以下「請求文書4」といい、請求文書1ないし請求文書3と併せて「本件請求文書」という。）の開示請求につき、次の2文書（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、一部開示した決定については、別紙に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

文書1 著作権譲渡証書（請求文書1）

文書2 データ通信サービス利用変更申込書（請求文書4）

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成25年11月15日付け20130802特許17の1により特許庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、更なる文書の開示及び一部文書の移送を求める。

#### 2 異議申立ての理由

##### （1）異議申立書

まず、法定の開示期限を大幅に超過しているが、この理由を明確にしていたきたい。

文書1に「『特約』8条」の文言が入っているが、この特約も本件請求文書に該当するので、開示していただきたい。

文書 2 に「データ通信サービス契約約款」及び「データ通信サービス利用契約」の各文言が入っているが、これらも本件請求文書に該当するので、開示していただきたい。

原処分の一部不開示とした理由に「請求文書 2 については、特許庁が保有しているものではないため不開示とする。請求文書 3 については、保存期間を経過し既に廃棄されているため不開示とする。」旨記載されているが、請求文書 2 については、特許庁が保有していないなら、保有先に本請求の一部を移送決定していただきたい。

また、請求文書 3 について、作成の有無、保存期間、廃棄年月日を明確にしていきたい。

よって、原処分を取消し、更なる文書を開示すべきである旨及び一部の文書については移送すべきである旨の決定を求める。

## (2) 意見書

諮問庁は、理由説明書において、異議申立書の内容は、本件請求文書に含まれない旨主張しているが、これは本件開示請求を正確に把握していない。当該内容も本件請求文書に該当し、明らかに含まれるものである。

## 第 3 諮問庁の説明の要旨

### 1 諮問の概要

処分庁は、本件開示請求に対し、文書 1 及び文書 2 を特定し、法 5 条 2 号イに掲げる不開示情報を除き一部開示とし、その他の請求文書については保有していないため不開示とする決定を平成 25 年 11 月 15 日付で行った。

### 2 原処分及びその理由

処分庁は、文書 1 の特定会社の代表者印は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法 5 条 2 号イの規定により不開示とした。

請求文書 2 は、特許庁が保有しているものではないため不開示とした。

請求文書 3 は、保存期間を経過し既に廃棄されているため不開示とした。

### 3 異議申立人の主張についての検討

(1) 「法定の開示期限を大幅に超過しているが、この理由を明確にしていきたい」旨申し立てているが、これは、本件開示請求と同時期に相当数の開示請求があり、それぞれ、行政文書の特定に相当数の時間を要し、行政文書が特定できたものから順に開示決定の手続きを進めた結果、本件開示請求の開示決定が遅れたものである。

(2) 「文書 1 に『特約 8 条』の文言が入っているが、この特約も本件請求文書に該当するので、開示していただきたい」旨申し立てているが、処分庁は、本件開示請求には、著作権譲渡契約に関する文書とあったこと

から、著作権の譲渡契約文書である文書1を開示した。異議申立人がいう特約とは、データ通信サービス契約約款に基づいて成立したデータ通信サービス利用契約に関して別途、特約を交わしたものであり、著作権に係る権利義務関係について定めたものではない。このように特約の開示請求は異議申立てにおいて、開示された文書をもとに追加的に開示請求を拡大したものである。

- (3)「文書2にデータ通信サービス契約約款及びデータ通信サービス利用契約の各文言が入っているが、これらのデータ通信サービス契約約款及びデータ通信サービス利用契約も本件請求文書に該当するので、開示していただきたい」旨申し立てているが、これらは、上記(2)と同様に、開示された文書をもとに追加的に開示請求を拡大したものである。
- (4)「請求文書2については、特許庁が保有していないなら、保有先に本請求の一部を移送決定していただきたい」旨申し立てているが、事案の移送は、開示決定を受けた行政機関が請求に係る行政文書を保有しているものの、開示・不開示の判断については他の行政機関が行うことが適当な場合に行われるものである。請求文書2は特許庁が保有しているものではないことから、法12条に規定されている事案の移送を行う場合には該当しないものである。
- (5)「請求文書3について作成の有無、保存期間、廃棄年月日を明確にしてください。」旨申し立てているが、請求文書3は、平成15年2月から実施された「特許庁情報システムのあり方に関する調査」に関する情報が記載された文書と特定し、上記文書の存否について、再度入念な調査を行った。具体的には、行政ファイル管理簿及び当庁の担当部署の書架などの調査、更には担当者からの聞き取り調査を行った。上記文書については、保存期間5年として、平成15年3月31日に行政文書ファイル管理簿に登録された事実を確認した。上記文書を廃棄した記録は確認できなかったものの、担当部署の書架等の調査及び担当者からの聞き取り調査の結果、該当する行政文書の存在は認められなかったため、上記文書は保存期間経過後、廃棄されたとすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のことから、原処分は妥当であり、異議申立人の主張は、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件異議申立てについては、棄却することとしたい。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年11月14日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 平成27年1月14日 異議申立人から意見書を収受

④ 平成28年10月3日 審議

⑤ 同月17日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。処分庁は、本件請求文書のうち、請求文書1に該当するとして文書1を、請求文書4に該当するとして文書2を特定し、その一部が法5条2号イに該当するとして不開示とし、請求文書2及び請求文書3に該当する文書は不存在につき不開示とする原処分を行った。

異議申立人は、請求文書1及び請求文書4については更なる文書の開示、請求文書2については事案の移送、請求文書3については廃棄年月日等の明確化を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会事務局職員をして、経済産業省のホームページを確認させたところ、最適化計画は、平成16年10月5日に策定され、従来から推進してきたオンライン化等を踏まえ、レガシーシステムの見直し及び最新の情報技術を導入した業務・システムの将来像を示したものである。本件開示請求は、平成21年10月29日に改定された最適化計画の記載内容に基づきなされたものである。

#### (1) 著作権譲渡契約に関する文書（請求文書1）について

請求文書1として処分庁が特定した文書1は、平成17年3月31日付けで特定会社が特許庁へ送付した「著作権譲渡証書」である。異議申立人は、文書1に記載のある「特約」も請求文書1に該当する旨主張している。

ア 諮問庁から、平成16年10月1日から発効の「特約」の提示を受け確認したところ、特許庁電子出願・包袋事務処理データ通信システム（以下「特許庁システム」という。）に係るデータ通信サービスの提供に関する契約（以下「本件契約」という。）については、特約を締結してその内容を定めており、著作権については、特約8条が、特定会社は、「本システムに用いるために開発されたソフトウェアについては、開発費用分の支払いの完了をもって、もしくは残額の支払いを前提に、特許庁からの要望があれば、著作権を無償で譲渡しなければならない。」旨規定し、文書1は、この特約8条に基づき作成されたものと認められる。

諮問庁は、「特約」は著作権に係る権利義務関係について定めたものではなく請求文書1には該当しないと主張するが、上記のとおり、著作権譲渡契約は、特約に基づき締結されたものであるから、請求

文書 1 に該当すると認められるので、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、特許庁において、著作権譲渡に関しなされた協議や手続に関する文書は、行政文書ファイル「著作権等権利関係書類（平成 15, 16 年度）」につづられていたが、当該ファイルは、平成 17 年 4 月 1 日作成、保存期間 10 年で、平成 26 年 3 月 31 日の保存期間満了をもって廃棄されており、念のため、担当部局の書架、書庫等を探索したが、その存在は認められなかったとのことであった。

諮問庁より行政文書ファイル管理簿の提示を受け確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、他に請求文書 1 に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、現時点では、請求文書 1 に該当する文書を保有しているとは認められない。

(2) C I O 連絡会議の委員・議事録・報告書・指摘に関する文書（請求文書 2）

ア 当審査会事務局職員をして、官邸のホームページを確認させたところ、C I O（各府省情報化統括責任者）連絡会議は、関係行政機関相互の綿密な連携の下、政府全体として情報化推進体制を確立し、行政の情報化等を一層推進することにより、国民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するために、内閣の高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に設置されたものであり、平成 15 年 7 月 17 日に電子政府構築計画を策定した。

特許庁は、最適化計画に、「電子政府構築計画に示された目標と最新の情報技術の導入という手法を用いて、出願人へのサービスの向上という特許庁普遍の目的をよりいっそう効率的に実施することを狙いとし、業務・システムの将来像、レガシーシステムの見直し等からなる最適化計画を策定した」旨記載している。

特許庁は、請求文書 2 の不開示理由を「特許庁が保有しているものではないため」と主張しているが、上記のとおり、最適化計画は電子政府構築計画に基づいて策定されており、同計画は請求文書 2 に該当するため、特許庁は、請求文書 2 を取得し、組織的に用いるものとして保有していたと考えられる。

イ 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、最適化計画に関する文書は、行政文書ファイル「最適化計画（21 年度）」につづられていたが、当該ファイルは、平成 22 年 3 月 31 日作成、保存期間 5 年であり、平成 27 年 3 月 31 日の保存期間満了をもって廃棄

されており、念のため、改めて請求文書2について、担当部局の書架、書庫等を探索したが、その存在は認められなかったとのことであった。

諮問庁より行政文書ファイル管理簿の提示を受け確認したところ、その内容は諮問庁の上記説明のとおりであり、他に請求文書2に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことから、特許庁において、現時点では、請求文書2に該当する文書を保有しているとは認められない。

(3) 外部のシステム監査に関する文書（請求文書3）

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

外部のシステム監査とは平成15年2月から実施された「特許庁情報システムのあり方に関する調査」のことであり、請求文書3は、行政文書ファイル管理簿に登録されている行政文書ファイル「特許庁情報システムのあり方に関する調査（予備調査）」につづられていたと考えられる。当該文書ファイルは、平成15年3月31日に作成され、保存期間は5年、平成20年3月31日保存期間満了と登録されているが、廃棄年月日についての記録がなされていない。

当該文書ファイルについては、国立公文書館へ移管されていないことから、改めて、担当課室の書架、書庫等を探索したが、その存在を確認できなかったため、保存期間満了後に廃棄したと考えられる。

イ 諮問庁から、行政文書ファイル管理簿の提示を受けて確認したところ、諮問庁の上記アの説明が不自然、不合理とはいえないことから、当該文書ファイルにつづられた文書については、平成15年3月31日に文書ファイルが作成され、保存期間は5年、保存期間満了の平成20年3月31日以降に廃棄したと認められる。

ウ しかしながら、当審査会事務局職員をして、特許庁のホームページを確認させたところ、別紙の1に掲げる文書が掲載されており、これらの文書も請求文書3に該当すると認められることから、これを特定し、調査の上、更に請求文書3に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

(4) 「役務提供の契約」に関する文書（請求文書4）

請求文書4として処分庁が特定した文書2は、平成17年3月11日付けで特許庁が特定会社へ送付した「データ通信サービス利用変更申込書」である。

ア 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ以下のとおりであった。

処分庁は、本件開示請求に「平成16年度にいわゆる残債の一括支払いを行い」の記載があることから、文書2を特定した。

本件契約は、特許庁が、特定会社のデータ通信サービス契約約款に基づき平成2年7月2日付けで特定会社にデータ通信サービス利用申込書を提出し、特定会社が同日付けデータ通信サービス利用承り書を発行したことをもって成立したものであり、上記約款5条に基づき、特約を締結して、その内容を定めていた。

特許庁システムの設備等の変更等については、特許庁は、その都度特定会社にデータ通信サービス利用変更申込書を提出し、特定会社からデータ通信サービス利用変更承り書を受領していた。

特許庁は、平成18年1月31日付けのデータ通信サービス利用契約解除通知書をもって本件契約を解除した。

イ 請求文書4は、本件契約に関して作成、取得した全ての文書と解すべきであり、諮問庁の上記アの説明によれば、別紙の2に掲げる文書が該当すると認められることから、これを特定し、調査の上、更に請求文書4に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

### 3 付言

原処分の不開示理由及び諮問庁の理由説明書における説明から、処分庁及び諮問庁は、本件開示請求に対し、その趣旨を限定的に解釈して対応したことがうかがわれるが、かかる対応は、本件開示請求書に限定的な記載がないことから、法1条及び3条の趣旨に照らし、不適切といわざるを得ない。

開示請求内容に合致する文書が複数存在する場合には、その全てを対象文書として特定した上で開示決定等を行う必要があり、仮に開示請求の趣旨に疑義がある場合には、開示請求者にその趣旨を確認するか請求文言の補正を求めるべきである。

また、本件においては、対象文書として特定されるべき文書に対し、取得及び保有の有無について十分な確認がなされないまま、原処分後に廃棄処分が行われており、処分庁及び諮問庁は、開示請求に対する文書の特定に当たり、開示請求の趣旨を的確に把握した上で、十分な確認と探索を行う等、適切な対応をすることが望まれる。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、一部開示した決定については、特許庁において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該

当するものがあれば，これを特定し，改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久

## 別紙

- 1 「特許事務システムの刷新可能性調査結果」及び「特許庁事務システムの刷新可能性調査」
  
- 2 特定会社のデータ通信サービス契約約款  
平成2年7月2日付けデータ通信サービス利用申込書  
平成2年7月2日付けデータ通信サービス利用承り書  
平成2年7月2日から平成18年1月31日の間に発効した特約  
データ通信サービス利用変更申込書  
データ通信サービス利用変更承り書  
平成18年1月31日付けデータ通信サービス利用契約解除通知書